

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月8日提出

南房総市長 渡 辺 秀 和

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和8年2月26日

南房総市長 石 井 裕

訴えの提起について

次のとおり土地明渡請求事件に関する訴えを提起する。

令和8年2月26日

南房総市長 石 井 裕

1 訴えの趣旨

相手方が所有する自動車により長期にわたり占有している市営駐車場の一部に関し、その土地の明渡しと訴訟費用を相手方に請求する。

2 訴えの相手方

南房総市内

個人